

平成26年分

所得税・住民税・消費税申告相談を行います



平成26年分の所得税・住民税・消費税の申告相談を次ページのとおりに実施します。各地区の指定された期日にお越しください。

平日の申告相談に来られない方は、2月22日④と3月7日⑤に休日受け付けを行いますのでぜひご利用ください。

申告とは？

前年中(今回は平成26年1月1日から12月31日まで)の所得を報告するものです。この申告を基に、平成27年度の町県民税を計算します。

申告が必要な人は？

平成27年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、平成26年中(平成26年1月1日から12月31日まで)に、

① 主な収入が給与(または年金)の方で、それ以外の収入もあつた方

② 営業、農業、不動産、配当などの所得があつた方

③ 土地や建物を売つた所得(譲渡所得)がある方

④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

⑤ 前年中に所得が無かつた方(町内に住む家族などの扶養になつている場合は除く)

⑥ 初めて住宅借入金等控除を受ける方、もしくは年末調整で住宅借入金等控除を受けなかつた方

申告しなくてもよい人は？

① 収入が給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方(給与支払報告書の提

出がない方は申告が必要です)

② 収入が年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

③ 所得税の確定申告書を税務署に提出された方

申告に必要なものは？

【共通するもの】

- ・印鑑
- ・通帳もしくは口座番号の分かるもの(申告者ご本人のもの)

【給与・年金所得のある方】

- ・源泉徴収票

【営業・農業・不動産所得のある方】

- ・収支内訳の明細が分かるもの(会計帳簿や領収書など)

【譲渡所得のある方】

- ・売買契約書

・譲渡のために要した費用などの領収証

【所得控除を受ける方】

- ・医療費の領収証
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・障害者手帳、介護保険証、療育手帳など

【住宅借入金等控除を受ける方】

- ・登記事項証明書
- ・年末残高証明書
- ・工事請負契約書
- ・住民票の写し

消費税の申告について

平成26年分の所得申告の内容を基に消費税申告書を作成します。申告書が完成した方から電話でご連絡します。印鑑をお持ちの上、来庁してください。

農家の皆さんへ

平成26年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長から配布されたもの)に必要事項を記入してお持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できます。ぜひご利用ください。

申告にお越しになる前に

・受け取りになった源泉徴収票や控除証明書、帳簿などはすべてお持ちください。

・あらかじめ収支計算や領収証の整理を行ってからお越しください。

注意点

・役場では青色申告の方の受け付けは行っていませんのでご注意ください。申告には家庭の生計内容などが分かる方がお越しください。

・月曜日や地区指定のない日、また相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ指定された日または期間の前半にお越しください。なお午前中の方が混み合う傾向にありますので余裕を持ってお越しください。申告をしないと、所得証明書が交付できない、国民健康保険税などが軽